

今後のスケジュール、進め方について

市長報告までの作成委員会の役割

グループ別議論の内容の調整

調整事項

学識者指摘事項

- ・ 公益通報制度 グループ 2
- ・ 総合計画の作成手続き グループ 1
- ・ 市民提案制度
- ・ 審議会・審査会
- ・ 監査委員
- ・ 外郭団体
- ・ 平和的生存権 グループ 1

検討委員会における指摘事項

- ・ 「市民参加の原則」と「情報公開」・「市民参加の手続き」の関係性
基本的な考え方の整理：グループ 1、具体的な制度：グループ 4
- ・ 「市民提案制度」
「市民提案権」：グループ 1、「市民提案制度」：グループ 2
- ・ 「広聴のしくみ」
区の視点からみた「広聴のしくみ」：グループ 3 に含まれる
- ・ 「知る権利」、「情報共有の原則」、「統合的情報公開制度」
「知る権利」、「情報共有の原則」：グループ 1、制度レベルの議論：グループ 4、
議会の情報公開のあり方：グループ 2
- ・ 「情報公開」の対象事項の規定には調整が必要だと思う。
全体のトーンは「です、ます」調にするか、である調にするか。

担当テーマのたたき台づくり

名称

前文

委員からの提案を活かして、どのようにたたき台をつくるか。

見直し規定

最高規範性

実効性を高めるしくみ・ルール

全体構成の検討

グループ別たたき台への作成委員会としての意見の提示

報告書(案)のとりまとめ

スケジュールの確認

グループ別議論の内容の調整

必要に応じて適宜行う必要がある。

現在課題となっているものは早急に調整する必要があるのではないか。

担当テーマのたたき台づくり

26日(土)までにたたき台をつくり、事前に郵送する必要があるのではないか。

この場合、もう一度作成委員会を行う必要があるのではないか。

全体構成の検討

各グループからのたたき台を踏まえて、7月2日(金)の作成委員会で検討するか。

グループ別たたき台への作成委員会としての意見の提示

7月2日(金)に作成委員会としての意見を取りまとめる必要があるのではないか。

報告書(案)とりまとめ

7月3日(土)の議論を受け、6日(火)、9日(金)で報告書素案を作成し、12日(月)くらいに各委員あて発送する必要があるのではないか。

その他確認事項

作成委員会は別途行うか。

11回作成委員会は、報告書取りまとめのために時間を多めに取る必要はないか。

12回作成委員会は祝日の開催でよいか。その場合、夜間でよいか。

自治基本条例検討委員会スケジュール

	本委員会	作成委員会	検討委員会 グループ別討議				
			市民自治	行政議会	コミュニティ・区	制度・しくみ	
6月		作成委員会 11日(金)夜:高津区役所	スケジュール、名称、 最高法規性等検討	テーマ別討議 2日(土)午後:高津市民館	テーマ別討議 15日(火)夜:高津区役所	テーマ別討議 2日(土)午後:高津市民館	
		作成委員会	名称、最高法規性、 前文等の検討			テーマ別討議 19日(土)午後:てくの	
20日			テーマ別討議 21日(月)夜:高津区役所			テーマ別討議 20日(日)午後:てくの	
	発表会 検討委員会: 26日(土)午後:中婦会館		22日(火) 昼 意見集約・発送				
30日			検討委員会を踏まえた修正 7月1日朝まで事務局提出				
7月	発表会 検討委員会: 3日(土)午後:中原市民館	構成などの検討 作成委員会 2日(金)夜:高津区役所					
		作成委員会 6日(火)夜:高津区役所					
		作成委員会 9日(金)夜:高津区役所	10日に変更?				
10日	報告書素案検討 検討委員会: 16日(金)夜:高津区役所	報告書素案確定 作成委員会 19日(月)午後:高津区役所	19日でよいか?				
20日			24日(土) 報告会 中小企業婦人会館				
31日							
8月	検討委員会: 3日(火)夜:高津区役所	作成委員会: 6日(金)夜:高津区役所					
10日	検討委員会: 12日(木)夜:高津区役所						
	市長報告 17日(火)夜:場所未定						
20日							
31日							
9月			条例素案提示				
			検討委員会との意見交換				
			市民説明会・パブリックコメント				